

○畜産経営維持継続支援対策事業補助金交付要綱

平成25年8月14日

告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)に基づき、畜産経営維持継続支援対策事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の掛金及び養豚経営安定特別対策事業積立金に対して補助金を交付することで、経営の維持継続と生産者の意欲を高揚させることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の掛金及び養豚経営安定特別対策事業積立金のうち生産者が負担する経費(以下「補助対象経費」という。)に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は1頭あたり肉専用種は2,400円、交雑種は1,600円、乳用種は1,000円、豚肉専用種は105円のいずれか低い額とする。

(承認を要しない変更)

第4条 規則第11条第1項に規定する町長の定める軽微な変更は、補助対象経費の額の増額以外の変更とする。

(雑則)

第5条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年度事業から適用する。